

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準
に関する規程新旧対照表

昭和53年11月30日
福岡県公安委員会規程第4号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処分事情</p> <p>次に掲げる事情をいう。</p> <p>ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、法第117条の2の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号又は法第119条の2の2第2項の違反行為をした者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条～別表第3 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処分事情</p> <p>次に掲げる事情をいう。</p> <p>ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、法第117条の2の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条～別表第3 (略)</p>